山形県
自家用自動車

定価1部・20円
会員の購読料は会費に含まれております
発行所
山形市大字漆山字行段1422
一般社団法人
山形県自家用自動車協会
電話023（686）3951
https://www.y-jikayo.or.jp
印刷／㈱駒林印刷所

9月・10月は「自動車点検整備推進運動」の強化月間です！

～忘れない、いつもの暮らしにクルマの点検～

国土交通省

国土交通省は、1年を通して自動車点検整備推進運動を展開していますが、特に9月を「全国統一強化月間」、10月を「地方独自強化月間」と設定し、同運動の推進を強化しています。

国内の自動車保有台数は、昨年12月末現在で8千万台を超えており、自動車の国民生活や経済の発展における役割はますます重要なものとなっています。

一方で、昨年の交通事故による死者数は2,663人、負傷者数は約34万4千人と、依然として多くの方が被害に遭われている状況が続いています。

また、国産乗用車の約9割に衝突被害軽減ブレーキが搭載されるなど先進安全技術を搭載した自動車が急増していますが、搭載されたカメラ・センサーなどの電子制御装置の故障や不具合により、予期せぬ事故やトラブルにつながった事例も発生しています。さらに環境面では、カーボンニュートラルをはじめとした地球温暖化対策等への配慮が必要な状況となっています。

このような状況の中、自動車の使用者には自動車の適切な点検・整備の実施が義務付けられていますが、乗用車の定期点検整備の実施状況は6割程度に留まっており、使用者の理解が十分とは言えない状況が続いています。

また、大型トラックでは、重大事故につながる車輪脱落事故が多発・増加するといった深刻な状況となっているほか、大型バスでは、少数であるものの依然として車両火災事故が発生しています。

国土交通省は、これらを踏まえ、自動車の安全確保のための予防的な点検・整備が確実に実施されるよう、使用者に点検・整備の必要性や重要性を十分理解してもらうため「自動車点検整備推進運動」を展開しており、今年度の全国統一強化月間の重点項目は、次の3点です。

①点検・整備の必要性や重要性の啓発（特に10代から30代の若者世代の使用者に重点を置く）

②大型車の車輪脱落事故防止対策を中心に、大型車に関する適切な点検・整備の実施方法についての啓発

③令和3年10月に新規追加された点検項目「車載式故障診断装置（OBD）の診断の結果」の確実な実施についての周知・啓発

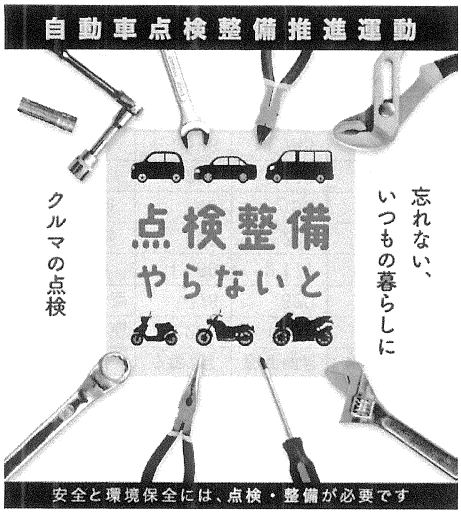

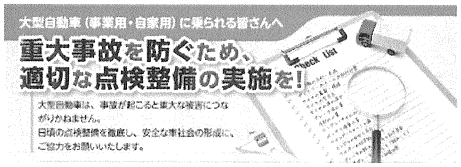

秋の交通安全県民運動が実施されます！

～反射材とライトで安全確保～

山形県

令和7年度「秋の交通安全県民運動」が、9月21日(日)から9月30日(火)までの10日間実施されます。

本運動は、日没が早まる秋以降は、夕暮れ時から夜間にかけて交通事故が多発することから、県民一人ひとりに事故防止のための具体的な行動を周知・実践してもらうことを目的としています。

運動の重点は、次の3点です。

1　歩行者の安全な道路横断方法等の実践と反射材用品や明るい目立つ色の衣服等の着用促進

2　ながらスマホや飲酒運転等の撲滅と夕暮れ時の早めのライト点灯やハイビームの活用促進

3　自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメット着用促進

歩行者は、夕方からの外出時は、明るい色の衣服と夜光反射材の着用を徹底しましょう。運転者は、夕暮れ時の早めのライト点灯を実践するとともに、夜間は、ハイビームを積極的に活用して、交通事故を防止しましょう。

～9月30日(火)は「交通事故死ゼロを目指す日」です！～

その保険、入ってますか？

～自賠責制度の役割と大切さ～

国土交通省

毎年9月は「自賠責制度広報・啓発期間」です。この期間は、国土交通省をはじめとする関係機関が、自賠責保険・共済の重要性や役割について広く周知し、加入促進を図るために集中的な広報活動を行っています。

自賠責保険（自動車損害賠償責任保険）は、交通事故の被害者に対する最低限の対人賠償を保障する強制保険です。公道を走るすべての自動車やバイク（電動キックボードやモペットを含む）に対して、法律により加入が義務づけられています。

しかし、車検制度のない原動機付自転車や軽二輪車では、未加入や更新忘れが多く見られます。万が一、無保険状態で事故を起こした場合、加害者は刑事・行政処分の対象となるだけでなく、被害者への賠償責任を全額自己負担することになります。

この制度は、交通事故の被害者を守るための社会的なセーフティネットです。一人ひとりが制度の意義を理解し、確実な加入と更新を心がけることが、安心・安全な交通社会の第一歩となります。

この機会にぜひ、自賠責保険の加入状況を確認してみましょう。

踏切事故防止訓練を実施

山形県バス協会

山形県バス協会は8月27日、中山町のJR左沢線・金沢踏切にて、JR東日本山形支店の協力のもと「踏切事故防止訓練」を実施しました。この訓練は、踏切上での車両トラブルを想定し、乗客の安全確保と迅速な対応力の向上を目的としたものです。

訓練では、乗客25人を乗せた大型貸切バスが踏切上でエンジントラブルにより停止し、遮断機が下りる中で立往生するという緊迫した状況を再現。バス協会加盟社の運転士22人が参加し、以下の対応手順を確認しました。

○　非常ボタンによる列車への緊急停止信号の送信

○　乗客の安全な避難誘導

○　発煙筒による列車への視覚的警告

また、普通車が踏切内でとりこ状態となった場合の脱出訓練も併せて行われ、車両の移動方法や周囲への安全配慮についても実践的に学びました。

この訓練は今回で19回目。バス協会では「実践的な訓練を繰り返すことで、万が一の事態にも落ち着いて対応できる力が養われる」としています。

踏切事故は一瞬の判断が命を左右する場面です。今後も関係機関と連携しながら、運転士の安全意識と対応力の向上に努めていく方針です。

◀乗客の避難誘導

▶「とりこ」からの脱出

知っていますか？自転車運転者講習制度

警察庁

自転車は、私たちの生活に欠かせない便利な移動手段です。しかしその一方で、交通ルールを守らない危険な運転によって、重大な事故につながるケースも少なくありません。こうした背景を受けて、平成27年に導入されたのが「自転車運転者講習制度」です。これは、一定の危険行為を3年以内に2回以上繰り返した14歳以上の自転車運転者に対して、都道府県公安委員会が講習の受講を命じる制度です。

講習の内容は、自転車の交通ルールやマナー、事故防止の方法など運転者自身が安全意識を高める内容となっています。受講命令に従わない場合は、5万円以下の罰金が科されることもあります。対象となる行為は、信号無視・通行禁止違反・酒気帯び運転・携帯電話等使用運転など16の危険行為が定められています。自転車は「軽車両」であり、車と同じく交通ルールを守る義務があります。特に近年では、ヘルメット着用の努力義務化や電動キックボードの法整備など、自転車を取り巻く交通環境が大きく変化しています。

この制度の認知度はまだ高いとは言えませんが、安全なまちづくりのためには、制度の周知と理解が不可欠です。ぜひこの機会に、自転車の交通ルールと講習制度について、職場や家庭で話題にしてみてください。

※詳しくは山形県警察HP＞交通安全＞自転車等の安全利用＞自転車運転者講習制度をご確認ください。

自動車検査場での不当要求行為

～令和6年度55件発生！暴力行為は1件～

自動車技術総合機構

独立行政法人自動車技術総合機構は、令和6年度中の自動車検査場における検査職員に対する暴力行為、脅迫・威圧行為、強要行為等の不当要求行為の発生状況を公表しました。

全国93カ所の自動車検査場で、検査職員が受けた不当要求行為は55件で、前年度より13件減少しており、東北地域での発生はありませんでした。

不当要求行為の内訳は次のとおりです。

◇受検者別は、ユーザー本人28件、受検代行業者18件、整備事業者9件

◇主な内容として、説明強要が26件、脅迫・威圧行為が11件、合格強要が9件、暴力行為が1件

◇不当要求行為に対し警察が出動した件数は14件（前年度比3件減少）

同機構は、引き続き国土交通省や警察と連携し、不当要求防止責任者の選任、不当要求への対応訓練及び防犯カメラやICレコーダー等の防犯設備の活用により、組織全体で不当要求防止対策に取り組み、的確で厳正かつ公正な審査業務を実施していくとしています。

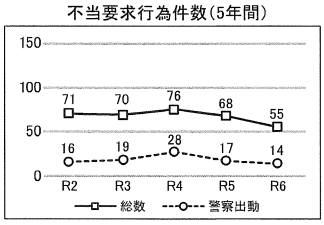

夏場に多いタイヤトラブルの傾向とは？

9月になっても暑い日が続いています。

市街や高速道路で報告される交通トラブルのうち、夏場に多いのが「タイヤのパンク・バースト」といったタイヤトラブルです。気温が上がることでタイヤ内部の空気圧が過度に高まり、摩耗や傷があるタイヤは破裂のリスクが高まります。

また、長距離運転時の負荷や、路面の高温化によってゴム素材が劣化しやすくなるため、夏場はタイヤにとって過酷な季節です。

【日頃からできるタイヤの安全対策】

以下の点を定期的に確認することで、未然にトラブルを防ぐことができます。

チェック項目	推奨頻度	内　容
空気圧の確認	週1回	規定値に保つことでバースト予防になります
タイヤの目視確認	月2回	ひび割れや異物、側面の膨らみ等をチェック
浅溝の確認	月1回	残り溝が少ない場合は雨天時にスリップの恐れ
タイヤの使用年数	随時	製造から5年を超える場合は劣化の可能性大

◇旅行や帰省前には「出発前チェック」を忘れずに

遠出や高速道路を利用する際は、出発前にタイヤの状態を入念に確認しましょう。

特に高速走行ではタイヤにかかる負担が増すため、パンクやバーストの危険性が高まります。

◇高速道路走行前の確認ポイント

- 空気圧（指定値に調整）
- 残溝（3mm以上が推奨）
- 外傷・傷・ひび割れの有無
- スペアタイヤおよび工具の確認

◇危険を未然に防ぎ、快適な移動を

タイヤは車を支える重要な部品であり、ご自身とご家族の命を守る安全装置でもあります。特に気温の高い夏場は、日頃の点検が何よりも大切になります。

整備管理者等講習会開催のお知らせ

県自家用自動車協会

山形県自家用自動車協会は、令和7年度整備管理者等講習会を下記日程で開催します。

1回目	10月10日（金）13：30～ 山形県トラック総合会館（天童市） 対象者は村山地域
2回目	10月17日（金）13：30～ 山形県トラック総合会館（天童市） 対象者は最上地域、置賜地域
3回目	10月31日（金）13：30～ 山形県トラック総合会館（天童市） 対象者は村山地域、置賜地域
4回目	11月14日（金）13：30～ いろり火の里文化館なの花ホール（三川町） 対象者は庄内地域

◆講習時間は、各会場とも午後1時30分から概ね2時間の予定です。
また、受付は午後1時からとなります。

自家用乗用車の普及状況（令和7年3月末）

山形県1世帯当たり1・617台（全国2位）

自動車検査登録情報協会

一般財団法人自動車検査登録情報協会は、令和7年3月末における自家用乗用車の世帯当たり普及状況を公表しました。

令和7年3月末における自家用乗用車（登録車と軽自動車の合計）の保有台数は6183万2213台（前年比0・11％増）、また、総務省発表の令和7年1月1日における世帯数は6123万7994世帯（同0・84％増）で、これを基にした世帯当たり普及台数は前年の1・0016台から0・0007台減少し1・009台となりました。

このうち、山形県の保有台数は68万3314台（前年比2108台減）、世帯数は42万2458世帯（同340世帯増）で、世帯あたり普及台数は前年の1・624台から0・007台減少し1・617台となり、全国順位では昨年から1つ上昇し2位となっています。

東北では、福島県が1・510台で7位、岩手県が1・369台で17位、秋田県が1・360台で18位、宮城県が1・234台で28位、青森県が1・209台で32位となっています。

同協会は、近年は世帯数の増加率に比べ、保有台数の増加率が下回っており、世帯当たりの普及台数は穏やかな減少傾向にあるとしています。

主な都道府県別の普及台数

順位	都道府県	普及台数
1	福井県	1.670台
2	山形県	1.617台
3	富山県	1.616台
4	群馬県	1.558台
5	栃木県	1.537台
45	神奈川県	0.664台
46	大阪府	0.611台
47	東京都	0.405台
全国の普及台数		1.009台

☆7月総合計5・3％減（3ヶ月連続減少）

7月の県内新車新規登録・届出台数

東北運輸局

山形県の7月における新車新規登録・届出台数は、総合計4,035台で前年同月比5・3％減と3ヶ月連続の減少となりました。

○登録自動車は合計で6・7％減で3ヶ月連続の減少、乗用車全体では8・8％減と2ヶ月ぶりに減少、うち普通車は11・0％減で3ヶ月連続の減少、小型車についても5・1％減と7ヶ月ぶりに減少しました。貨物車全体では11・7％増と2ヶ月ぶりに増加、その他のバス、特種等は4・0％減と10ヶ月連続の減少となりました。

○軽自動車は3・6％減と2ヶ月ぶりに減少、小型二輪車については増減なし。

別表　7月新車新規登録・届出台数

			7年7月	前年同月	増　減	率
登録自動車	乗用	普　通	1,202	1,351	▲ 149	▲ 11.0
		小　型	778	820	▲ 42	▲ 5.1
		計	1,980	2,171	▲ 191	▲ 8.8
	貨　物		267	239	28	11.7
	その他		48	50	▲ 2	▲ 4.0
	計		2,295	2,460	▲ 165	▲ 6.7
軽自動車			1,683	1,745	▲ 62	▲ 3.6
小型二輪車			57	57	0	0.0
総合計			4,035	4,262	▲ 227	▲ 5.3

注1）乗用車・普通は3ナンバー、乗用・小型は5ナンバー、貨物車は1又は4ナンバー、その他はバス、特種用途車等である。
2）軽自動車については、軽自動車検査協会調べの速報値